

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり監査委員の意見を付して報告します。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (3 . 9 2 %)	— (6 . 9 8 %)	6 . 1 %	— (4 6 . 8 %)
早期健全化基準	1 5 . 0 0 %	2 0 . 0 0 %	2 5 . 0 %	3 5 0 . 0 %

注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の()内の数値は黒字の割合を、将来負担比率の()内の数値は、将来負担額を充当可能財源等が上回っている割合を示しています。

令和7年9月10日

皆野町長 黒澤 栄則